

第6 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）関係

平成23年4月27日付課法2-5ほか2課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第17条の2～第18条の4（共通事項）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第17条の2～第18条の4（共通事項）関係</u></p> <p><u>（特定設備等の特別償却の計算等）</u></p> <p><u>17の2～18の4(共)-1 震災特例法第17条の2、第17条の2の2、第17条の5、第18条、第18条の2及び第18条の4の規定に係る特定設備等の特別償却の計算等については、措置法通達42の5～48(共)-1から42の5～48(共)-5までに準じて取り扱う。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

二 第17条の2の2（避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第17条の2の2（避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</u></p> <p><u>（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）</u></p> <p><u>17の2の2-1 震災特例法第17条の2の2第1項に規定する法人が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該法人の営む事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(従業者の範囲)</u></p> <p><u>17の2の2-2 震災特例法第17条の2の2第1項に規定する「従業者」とは、役員、使用人その他の者で、法人の事業に現に従事する者をいうものとする。</u></p>	(新 設)
<p><u>(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</u></p> <p><u>17の2の2-3 震災特例法第17条の2の2第2項の規定に係る税額控除限度額の計算については、17の2-1の取扱いを準用する。</u></p>	(新 設)

三 第17条の3の2 (避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第17条の3の2 (避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係</u></p>	(新 設)
<p><u>(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</u></p> <p><u>17の3の2-1 震災特例法第17条の3の2第1項の規定に係る適用期間の意義等については、17の3-1及び17の3-2の取扱いを準用する。</u></p>	(新 設)

四 第 25 条の 2 ～第 26 条の 4 《共通事項》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 25 条の 2 ～第 26 条の 4 《共通事項》関係</p> <p>(特定設備等の特別償却の計算等)</p> <p><u>25 の 2～26 の 4(共)－1 震災特例法第 25 条の 2、第 25 条の 2 の 2、第 25 条の 5、第 26 条、第 26 条の 2 及び第 26 条の 4 の規定に係る特定設備等の特別償却の計算等については、連結措置法通達 68 の 10～68 の 36(共)－1 から 68 の 10～68 の 36(共)－5 までに準じて取り扱う。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

五 第 25 条の 2 《連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p><u>25 の 2－2 震災特例法第 25 条の 2 第 7 項の規定により同条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定の適用がない同条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第 7 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定の適用を受けることができる。</u></p>	<p>(新 設)</p>

六 第 25 条の 2 の 2 (連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 25 条の 2 の 2 (連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特 別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p>	(新 設)
<p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p>	(新 設)
<p><u>25 の 2 の 2-1 連結法人が、その取得又は製作若しくは建設をした震災特例法第 25 条の 2 の 2 第 1 項に規定する特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した 場合において、当該特定機械装置等が専ら当該連結法人のためにする製品の加 工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該連結法人の 営む事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。</u></p>	
<p><u>(従業者の範囲)</u></p>	(新 設)
<p><u>25 の 2 の 2-2 震災特例法第 25 条の 2 の 2 第 1 項に規定する「従業者」とは、 役員、使用人その他の者で、連結法人の事業に現に従事する者をいうものとす る。</u></p>	
<p><u>(連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は 法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</u></p>	(新 設)
<p><u>25 の 2 の 2-3 震災特例法第 25 条の 2 の 2 第 2 項の規定に係る税額控除限度額 の計算等については、25 の 2-1 及び 25 の 2-2 の取扱いを準用する。</u></p>	

七 第 25 条の 3 の 2 (連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 25 条の 3 の 2 (連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>25 の 3 の 2-1 震災特例法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の規定に係る適用期間の意義等については、25 の 3-1 及び 25 の 3-2 の取扱いを準用する。</u></p>	